

政治団体の手引

平成30年12月

青森県選挙管理委員会

目 次

I	政治団体	1
II	政治団体の届出	4
III	寄附等に関する制限	9
IV	選挙権・被選挙権の停止	15
V	後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類	16
VI	参考資料	
別紙1	政治団体設立届	18
別紙2	後援会規約の例	19
別紙3	被推薦書	20
別紙4	届出事項等の異動届	21
別紙5	政治団体解散届	22
別紙6	資金管理団体指定届	23
別紙7	資金管理団体届出事項の異動届	24
別紙8	資金管理団体指定取消届	25
別紙9	資金管理団体でなくなった旨の届	26
別紙10	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	27
別紙11	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	28
別紙12	会社の政治活動に関する寄附の限度額（1年間）	29
別紙13	労働組合又は職員団体の政治活動に関する寄附の限度額（1年間）	30
別紙14	その他の団体の政治活動に関する寄附の限度額（1年間）	31
別紙15	寄附の量的制限一覧	32

※ 本手引において引用している法律の規定は、平成30年11月1日現在のものであります。最新の情報等は、青森県選挙管理委員会ホームページを御覧ください。（各様式の記載例等も掲載しておりますので、御利用ください。）

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/index.html>)

I 政治団体

1 政治団体とは

政治資金規正法（以下「法」といいます。）の定める政治団体とは、次に掲げる団体をいいます（法第3条第1項）。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 上記（1）及び（2）以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2 政党とは

- (1) 法では、政党本位の政治活動を推進するため、政党を中心とする政治資金制度の確立を目指しており、政党は、その他の政治団体（後援会等の政治団体をいいます。）とは異なった位置付けがなされています。
- (2) 政党とは、政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます（法第3条第2項）。

ア 他の政党に所属していない衆議院議員又は参議院議員が5人以上所属しているもの（ただし、構成員の中に1人でも他の政党に所属している議員が含まれていれば政党にはなれません。）

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が有効投票の総数の100分の2以上であるもの

3 政治資金団体とは（本県には該当する団体はありません。）

政治資金団体とは、政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体で、政党が一つの団体を政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます（法第6条の2）。

4 資金管理団体とは

資金管理団体とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した団体で、一団体に限り指定できます（法第19条第1項）。

ただし、次の政治団体は、資金管理団体として指定できません。

- (1) 前述の「1 政治団体とは」（P1）の（3）に該当するもの
 - (2) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主催するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（法第5条第1項第1号の規定により政治団体とみなされるもの（派閥、政策研究団体））
 - (3) 政治資金団体
 - (4) 資金管理団体を指定する公職の候補者本人以外の推薦、又は支持を本来の目的とするもの
- ※ 政党又は政党の支部についても、指定できません。

また、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないこととされています（法第19条の2の2）。

（政治団体の種類）

政党
政治資金団体
その他の政治団体
資金管理団体

5 国会議員関係政治団体とは

(1) 国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいい、届出が必要です（法第19条の7）。

- ① 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（以下「1号団体」という。）
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる「寄附金控除適用政治団体」）のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（以下「2号団体」という。）
- ③ 政党の支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ①の1号団体とみなされます。（以下「みなし1号団体」という。）

ただし、政党や派閥、政策研究団体などは国会議員関係政治団体から除かれています（法第19条の7第1項）。

なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます（法第3条第4項）。

(2) 国会議員関係政治団体については、「収支報告書の適正の確保」と「収支報告書の透明性の向上」の観点から主に次のような義務等が課されています。また、収支報告書の提出期限も他の政治団体に比べ、2か月（解散の場合は30日）長くなります（法第19条の10）。

- ・ 全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- ・ 1件1万円超の支出（人件費以外）に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。
- ・ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ、登録政治資金監査人（注）による政治資金監査を受けなければなりません。
- ・ 1件1万円以下の支出（人件費以外）に係る領収書等について政治資金規正法による情報公開制度の対象となります（法第19条の16）。

（注）登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録された方です（法第19条の13）。

II 政治団体の届出

1 政治団体設立届（法第6条）

（1）提出期限

政治団体の組織の日又は政治団体となった日から7日以内

（2）提出方法

政治団体設立届（別紙1）（P18）を次の区分により、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会へ直接持参して提出しなければなりません。
（郵送による提出は、認められていません。）（法第6条第1項）

	政治団体の区分	提出先
1	一の都道府県の区域において、主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
2	複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外の地域において、主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣
3	政党（本部）及び政治資金団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣
4	政党の支部	上記1及び2の区分により届け出ます。

（留意点）

政治団体は、この設立届を提出した後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることはできません（法第8条）。

2 政治団体設立届の添付書類

政治団体設立届には、次ページの表の「政治団体の区分」ごとの添付書類が必要です。

なお、同表の「添付書類」欄に記載している「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」については、すべての政治団体の設立届に必ず添付する必要がありますが、その他の書類については、次ページの表の「政治団体の区分」欄の（1）から（4）の場合のそれぞれについて必要なものを添付してください。

政治団体の区分	添付書類
政党の支部	① 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（別紙 2 (P19)） ② 政党の状況等に関する届 ③ 支部証明書
その他の政治団体	① 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（別紙 2 (P19)）
(1) <u>県議会議員又は知事の職にある者（公職の候補者又は候補者になろうとする者）を推薦・支持することを本来の目的とする団体で個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合</u>	② 被推薦書（別紙 3 (P20)） （ただし、公職の候補者又は候補者になろうとする者を推薦・支持する団体の場合には、 <u>被推薦者が立候補の届出をした日の属する年と、その前年中にされた寄附に限り課税上の優遇措置を受けることができます。</u> ）
(2) <u>資金管理団体を指定する場合</u>	② 資金管理団体指定届（別紙 6 (P23)）
(3) <u>国会議員が主宰し、又はその主要な構成員が国会議員である政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合</u>	② それらの国会議員氏名届
(4) <u>国会議員関係団体のうち、I 5 (1)② (P3) の 2 号団体に該当する場合</u>	② 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（別紙 10 (P27)） ※



※ 2号団体については、「被推薦書」ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除制度適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

3 届出事項等の異動届

(1) 政治団体の設立届により届け出た事項に異動があった場合

その異動の日から7日以内に、その異動事項を「届出事項等の異動届」（別紙 4）（P 21）により、設立届と同様に郵送によらず持参して提出しなければなりません（法第 7 条）。

(2) 異動届の対象

政治団体の設立届により届け出たすべての事項が対象となります。したがって、政治団体の名称、代表者、会計責任者、国会議員関係政治団体の区分等の変更のほか、規約その他これに相当するものなどの添付書類の内容に異動があった場合も、この異動届の提出が必要です。異動届の提出先は、政治団体設立届の区分（P 4）と同様です。

4 政治団体解散届

（1）政治団体の代表者及び会計責任者であった者が届け出る場合

政治団体を解散し、又は目的変更その他により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者は、「政治団体解散届」（別紙5）（P 22）及び解散等の日現在で作成した収支報告書を、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に提出しなければなりません（法第17条第1項、第19条の10）。解散届及び収支報告書の提出先は、政治団体設立届の区分（P 4）と同様です。

（2）政治団体の本部がその支部の解散を届け出る場合

政治団体の本部は、その支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わってその支部の解散を届け出ることができますが、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、解散を届け出た旨を通知しなければなりません（法第18条第5項）。

なお、通知を受けた当該支部の代表者及び会計管理者であった者は、解散等の日現在で作成した収支報告書を、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に提出しなければなりません。

解散届及び収支報告書の提出先は、政治団体設立届の区分（P 4）と同様です。

5 資金管理団体指定届等

（1）公職の候補者が、資金管理団体を指定した場合

「資金管理団体指定届」（別紙6）（P 23）を、指定の日から7日以内に、その資金管理団体の政治団体設立届の提出先の区分に応じ、提出しなければなりません（法第19条第2項）。

（2）指定届の届出事項に異動があった場合

「資金管理団体届出事項の異動届」（別紙7）（P 24）を、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

（3）公職の候補者が、資金管理団体の指定を取り消した場合

「資金管理団体指定取消届」（別紙8）（P 25）を、指定取消しの日か

ら7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

(4) 解散や届出者が公職の候補者でなくなったこと等により資金管理団体でなくなった場合

「資金管理団体でなくなった旨の届」(別紙9)(P26)を、資金管理団体でなくなった日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

6 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知等

(1) I5(1)②(P3)の2号団体に該当する団体を設立する場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(別紙10)(P27)を受け、その原本を「政治団体設立届」(別紙1)(P18)、規約等(別紙2)(P19)に添付し、設立後7日以内に提出しなければなりません。

提出先は、政治団体設立届の区分(P4)と同様です。

(2) すでに設立済の団体が2号団体に該当する場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(別紙10)(P27)を受け、その原本を「届出事項等の異動届」(別紙4)(P21)に添付し、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。

提出先は、政治団体設立届の区分(P4)と同様です。

なお、2号団体については、被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除制度の適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

(3) 2号団体に該当しなくなった場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」(別紙11)(P28)を受け、その原本を「届出事項等の異動届」(別紙4)(P21)に添付し、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、政治団体設立届の区分(P4)と同様です。

7 収支報告書(必ず提出してください。)

(1) 収支報告書の提出義務

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(国会議員関係政治団体にあつては5月以内)に、

政治団体設立届の提出先の区分（P4）に応じ、提出しなければなりません（法第12条第1項、第19条の10第1項）。

また、政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、その日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に、政治団体解散届及びその日現在で、当該年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を、政治団体設立届の提出先の区分（P4）に応じ、提出しなければなりません（法第17条第1項、第19条の10第1項）。

（2）収支報告書等の記載及び提出義務違反に対する罰則

収支報告書等の提出を怠った者、収支報告書に記載すべき一定の事項を記載しない者、収支報告書に虚偽の記入をした者は、5年以下の禁固又は100万円以下の罰金に処せられることとされています（法第25条第1項）。

（3）無届団体とみなす措置

収支報告書を提出期限までに提出せず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、当該提出期限を経過した日以後は、政治団体の届出をしていないものとみなされるため、その日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません。なお、無届団体とみなされた団体については、官報又は都道府県の公報により、その旨を公表することとされています（法第17条第2項及び第3項、第8条）。

8 政治団体の届出に係る事項等の公表

（1）政治団体の名称等の公表

政治団体設立届、届出事項等の異動届、政治団体解散届、資金管理団体指定届、国会議員関係政治団体に係る届等の提出があつた場合、官報又は都道府県の公報により、その一定の届出事項を公表することとされています（法第7条の2、第17条第3項、第19条の2）。

（2）収支報告書の要旨の公表等

収支報告書の提出があつた場合、官報又は都道府県の公報により、その要旨を公表することとされています（法第20条）。

なお、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、何人も収支報告書の閲覧又は写しの交付を求めることができることとされています（法第20条の2第2項）。

Ⅲ 寄附等に関する制限

1 会社・労働組合等の行う寄附の制限

- (1) 会社、労働組合、職員団体その他の団体（会社・労働組合等）の行う政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体（本県には政治資金団体はありません。）以外の者に対するものは、禁止されています（法第21条第1項）。
- (2) 会社・労働組合等が負担する党費又は会費は「寄附」とみなされます（法第5条第2項）ので、会社・労働組合等が政党及び政治資金団体（本県には政治資金団体はありません。）以外の政治団体の構成員として党費又は会費を負担することはできません。
- (3) 何人も会社・労働組合等に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならないとされています（法第21条第3項）。
- (4) 会社・労働組合等の寄附の制限違反に対する罰則
1年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（法第26条）。
- (5) 資金管理団体に対する寄附
会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、資金管理団体に対して政治活動に関する寄附を行うことは禁止されています。

2 政治家個人に対する寄附の制限

- (1) 政治家個人の政治活動に関してされる寄附のうち、金銭等（金銭及び有価証券）によるものは、選挙運動に関するものを除き、禁止されています（法第21条の2）。（政党が行う寄附は認められています。）
- (2) 会社・労働組合等の行う寄附は、政治家個人に対しては、政治活動に関する寄附も、選挙運動に関する寄附も、一切禁止されます（法第21条）。
- (3) 公職の候補者に対する寄附の制限違反に対する罰則
1年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（法第26条）。

3 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、総枠制限と個別制限があります。

(1) 寄附の総枠制限

寄附の総枠制限とは、同一の寄附者が1年間にすることができる政治活動に関する寄附の総額を定めたものです。その制限額は、寄附者と寄附の対象

者の種類に応じて、定められています（法第21条の3）。

寄附者は、「個人」、「会社」、「労働組合及び職員団体」及び「その他の団体（政治団体を除く。）」の4種類に区分され、寄附の対象者は、政党及び政治資金団体グループと、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）及び公職の候補者のグループとに区分され、それぞれの限度額が適用されます。

この2つのグループについては、それぞれの限度額を守らなければなりません。たとえ一方のグループに対する限度額に余裕があろうとも、他方のグループに対しその分を限度額を超えて寄附することはできません。

ア 個人が行う寄附

個人が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附の限度額は、政党及び政治資金団体に対する寄附は2,000万円、その他の政治団体及び公職の候補者に対する寄附は1,000万円です。これらを合わせて個人は年間で総額3,000万円の寄附をすることができます。

なお、個人が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は、寄附ではないため、寄附の限度額には算入されません（法第4条第3項）。

イ 会社が行う寄附

会社が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附の限度額は、会社の資本又は出資の金額に応じて、別紙12（P29）のとおり定められています。

また、会社が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、会社が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます（法第5条第2項）。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対して寄附することはできません。

ウ 労働組合等が行う寄附

労働組合及び職員団体が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附の限度額は、その労働組合及び職員団体を構成する組合員又は構成員の数に応じて、別紙13（P30）のとおり定められています。

また、労働組合等が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、労働組合等が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます（法第5条第2項）。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対しての寄附はできません。

エ その他の団体が行う寄附

その他の団体（会社、労働組合等でない団体）が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附については、その他の団体の前年における年間の経費の額に応じて、別紙14（P31）のとおり定められています。

また、その他の団体が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、その他の団体が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対しての寄附はできません。

オ 政治団体が行う寄附

総枠制限はありません。

（2）寄附の個別制限

ア 政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）が行う政治活動に関する寄附の個別制限の額

政党及び政治資金団体以外の政治団体が、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対してする政治活動に関する寄附は、年間5,000万円を超えてはなりません（法第22条第1項）。

イ 個人のする政治活動に関する寄附の個別制限の額

個人が政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して行う政治活動に関する寄附は、年間150万円を超えてはなりません（法第22条第2項）。

例えば、個人が政党及び政治資金団体以外の者にする寄附（後援会等に対する寄附）については、総枠では年間1,000万円まで行うことができますが、同一の者に対しては、年間150万円を超えて寄附することはできません。

また、政治団体の支部については、本部、支部を通じて一の政治団体として取り扱われることとなっており、本部、支部を通じて年間150万円の個別制限の適用を受けます（法第19条の17）。

ウ 寄附の個別制限の規定は、次の(ア)から(ウ)までのものには適用されません。

(ア) 政党及び政治資金団体に係る寄附

(イ) 資金管理団体の届出をした公職の候補者がその者の資金管理団体に対して行う寄附

(ウ) 個人が遺贈によって行う寄附

（3）寄附の量的制限（総枠制限及び個別制限）の一覧は、別紙15（P32）のとおりです。

(4) 寄附の量的制限違反に係る罰則

寄附の量的制限に違反すると、1年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（法第26条）。

4 寄附の質的制限

寄附に関する制限には、前記3（P9～11）に記載した、同一の寄附者が1年間に行うことのできる金額についての量的制限のほか、寄附を行う者に一定の制限を設ける質的制限があります。

(1) 特定の会社等の寄附の制限（法第22条の3）

次のア～ウに該当する会社等は、それぞれ定められた期間政治活動に関する寄附を行うことはできません。

また、これらの制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

ア 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から1年を経過するまでの間、政治活動に関する寄附を行うことはできません。

イ 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附を行うことはできません。

※ ただし、上のア及びイに該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者の後援団体に対して行う寄附については、適用されません。

ウ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人、地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する団体に対して行う政治活動に関する寄附についても、上記ア、イと同様に、行うことはできません。

(2) 赤字会社の寄附の制限（法第22条の4）

三事業年度以上にわたり継続して欠損金を生じている会社は、その欠損金がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、これらの制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

(3) 外国人等からの寄附の受領の禁止（法第22条の5）

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ただし、日本法人であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものが行う寄附については、この限りではありません。この場合、寄附を行うものは、上記法人である旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならないこととされています。

(4) 匿名寄附の禁止（法第22条の6）

本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附を行うことはできません。

また、この制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。なお、この規定に違反して行われる匿名の寄附に係る金銭又は物品は国庫に帰属します。

ただし、次の3要件のいずれをも満たす政党匿名寄附は、禁止されていません。

ア 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われるもの

イ 政党又は政治資金団体が受ける寄附

ウ 1件あたりの寄附が1,000円以下のもの

(5) 政治資金団体に係る寄附の方法の制限

何人も、政治資金団体に対し寄附を行うときは、政治資金団体の預金又は貯金の口座へ振込み以外の方法で行うことはできません。

また、政治資金団体から寄附を受ける場合も、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込み以外の方法で受け取ることはできません。なお、この規定に違反して行われる寄附に係る金銭又は物品は国庫に帰属します。

ただし、次の寄附は、禁止されていません。

ア その金額が1,000円以下のもの

イ 不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）

(6) 寄附の質的制限違反に係る罰則

寄附の質的制限に違反すると、禁固刑又は罰金刑が科されることとされています（法第26条の2、第26条の3）。

5 公職選挙法上の寄附の制限

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附については、政治資金規正法による制限のほかに、公職選挙法（以下「公選法」といいます。）による制限があります。その内容は次のとおりです。

（1）請負その他特別の利益を伴う契約の当事者等が行う寄附の禁止（公選法第199条）

国政選挙に関しては国と、地方選挙に関してはその地方公共団体と、次の関係にある者は、その選挙に関し寄附をすることはできません。

ア 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者

イ 利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人

（2）選挙区内にある者に対する寄附の禁止

次に掲げる者は、その選挙区内にある者に対して寄附を行うことが原則として禁止されています。

ア 公職の候補者等（公職の候補者等を名義人とする寄附も禁止されま

す。）（公選法第199条の2）

イ 公職の候補者等の関係会社等（公職の候補者等の氏名を表示したり、その氏名が類推されるような方法とする寄附に限ります。）（公選法第199条の3）

ウ 後援団体（後援団体が花輪、供花、香典などを出すこと及び後援団体の設立目的により行う行事や事業に関して行うものでない寄附をすることは、時期を問わず禁止されています。また、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関して行う寄附であっても、選挙期日前の一定期間は禁止されます。）（公選法第199条の5第1項）

エ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体（その選挙に関し、その選挙区内にある者（政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者等を除く。）に対し寄附をすることができません。）（公選法第199条の4）

※ 「公職の候補者等」とは

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）のことをいいます。

（3）後援団体の総会等又は後援団体の行事等における饗応接待等の禁止（公選法第199条の5第2項）

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、その選挙区

内にある者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をすること又は金銭若しくは記念品等を供与することは、選挙期日前の一定期間は禁止されています。

（４）公職の候補者等の後援団体に対する寄附の禁止（公選法第１９９条の５第３項、第４項）

公職の候補者等の行うその後援団体（資金管理団体を除く。）に対する寄附は、選挙期日前の一定期間は禁止されています。

※ 選挙期日前の一定期間とは、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日前９０日に当たる日から当該選挙の期日までの間をいいます。

※ 第１９回統一地方選挙により行われる選挙における選挙期日前の一定期間とは、選挙期日前 ９０日に当たる日から当該選挙の期日までの間となる見込みです。（県議会議員選挙は平成３１年１月７日から４月７日まで。市町村長選挙及び市町村議会議員選挙は同年１月２１日から４月２１日まで。）（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙期日等の臨時特例に関する法律第６条（注）平成３０年１１月時点の法律案を基に記載しています。）

（５）公選法上の寄附の制限違反に係る罰則

公選法上の寄附の制限違反については、禁固刑又は罰金刑が科されることとされています（公選法第２４８条～第２４９条の５）。

Ⅳ 選挙権・被選挙権の停止

政治資金規正法違反の罪を犯した者は、選挙犯罪を犯した者と同様、次の期間中、選挙権・被選挙権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります（法第２８条、公選法第１３７条の３）。

- 1 罰金の刑に処せられた者・・・ 裁判が確定した日から５年間
- 2 禁固の刑に処せられた者・・・ 裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後の５年間
- 3 これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者
・・・ 裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

V 後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類

公職の候補者等又は後援団体は、その政治活動のために使用されるその公職の候補者等又は後援団体の名称を表示する立札及び看板の類を、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、その公職の候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において通じて2を限り、掲示することができます（公選法第143条第16項）。

※ 「後援団体」とは

公選法第199条の5第1項に規定する後援団体をいい、（1）政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は（2）特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものとされています。

1 立札及び看板の類の総数

公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて、次の選挙の種類に応じ、それぞれに定める枚数の範囲内とされています。

選挙の種類	公職の候補者等の枚数	後援団体の総枚数
衆議院小選挙区選出議員の選挙	10	15
衆議院比例代表選出議員（東北ブロック）の選挙	32（1小選挙区内は、10以内）	48（1小選挙区内は、15以内）
参議院比例代表選出議員の選挙	100（県内は、12以内）	150（県内は、18以内）
参議院選挙区選出議員（青森県選挙区）の選挙	12	18
都道府県知事（青森県知事）の選挙	12	18
都道府県議会議員の選挙	6	6
市長及び市議会議員の選挙	6	6
町村長及び町村議会議員の選挙	4	4

2 立札及び看板の類の規格等

縦150cm、横40cm以内で、かつ、それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定める表示をしたものでなければなりません。

また、立札及び看板の類の大きさの制限には、足が付いている場合等は、その足の部分等の長さを含むものとされています。

3 後援団体等の政治活動用立札及び看板の類の掲示違反に係る罰則

公職の候補者等又は後援団体の政治活動用立札及び看板の類の掲示違反については、2年以下の禁固又は50万円以下の罰金が科されることとされています（公選法第243条第1項第4号）。

○ 道路端及び歩道等において行う演説等の際に掲げる文書図画についての注意事項（選挙が行われていない平常時の政治活動における注意事項）

公職の候補者等が、選挙が行われていない平常時の政治活動として、道路端及び歩道等において、通行人及び通行自動車等に対し、ハンドマイク等で演説を行うことが政治活動のためにする演説会等と解されない場合は、演説中、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項が記載されているのぼりやたすき等の文書図画を掲示することはできません。



☆ 選挙が行われている期間以外は、

○ 氏名等が記載されているたすき ⇒ ×

○ 氏名等が記載されているのぼり ⇒ ×

となりますので、御注意ください。

※ 「政治活動のためにする演説会等」とは

政治活動のために不特定又は多数の聴衆を参集させ、演説等を行う集会のことをいいます。その会場においては、公職の候補者等の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を記載した文書図画を掲示することができます。